

## 家畜人工授精用精液の 適正な取扱について

最近、他県において家畜人工授精用精液証明書の偽造が疑われる事例が確認されています。

については今一度、下記事項を確認の上、引き続き適正な取扱をお願いします。

### I 家畜改良増殖法では

第14条（譲渡等の制限）…精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外受精を行ってはならない…

**※人工授精用精液と精液証明書は一体となって流通しなければなりません。また、譲渡者・譲受者ともに、精液証明書裏面の「譲渡・経由の確認」欄の記入が義務づけられています。（裏面参照1）**

第15条（家畜人工授精簿）獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精…を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精…に関する事項を家畜人工授精簿に記載しなければならない。  
…家畜人工授精簿を5年間保存しなければならない。

**※授精証明書の交付を求められるまで、精液証明書は家畜人工授精簿に添付しておかなければなりません。**

### II 県有種雄牛凍結精液について

本県の肉用牛生産振興のために

…関係者が一丸となって、改良増殖に努めており、県有種雄牛については、関係者協力の下、多くの労力と経費をかけて造成されています。この種雄牛は、貴重な遺伝資源であることから、**県外への流出は岐阜県にとって大きな損失**であることを各自が認識してください。

（和牛改良増殖に関するガイドラインより）

**※県有種雄牛の凍結精液は、本県肉用牛の生産振興を図る上で、大変貴重な資源ですので、県外に流出することの無いよう引き続き適正な取扱をお願いします。**

売買契約書では

第4条（契約の解除）…県は契約者が「県外へ精液を流出させたとき」…この契約を解除することができる。…

第5条（権利の譲渡等の禁止）…県と契約を締結したものは、この契約により取得した**精液を第三者に譲渡してはならない**。…

**※県有精液を県内で譲渡する場合は、承諾を受ける必要があります。家畜保健衛生所までご連絡ください。（裏面参照2）**

飛騨家畜保健衛生所

Tel(0577)33-1111 FAX32-9019 E-mail:[c24508@pref.gifu.lg.jp](mailto:c24508@pref.gifu.lg.jp)

ご不明な点は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。